

令和2年度

事業概要

交通局

目 次

I	交通局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和2年度 主要事業	10

交通局の概要

1. 局長 岸田 泰幸
2. 局の職員数 1,005 人（令和2年4月1日現在）
3. 令和2年度予算の概要

（1）自動車事業会計 予算

①収益的収入及び支出 (単位：千円、税込)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 自動車事業収益	11,725,965	1 自動車事業費	11,674,339
収入合計	11,725,965	支出合計	11,674,339

②資本的収入及び支出 (単位：千円、税込)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 資本的収入	2,410,636	1 資本的支出	2,539,129
収入合計	2,410,636	支出合計	2,539,129

（2）高速鉄道事業会計 予算

①収益的収入及び支出 (単位：千円、税込)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 高速鉄道事業収益	27,895,443	1 高速鉄道事業費	26,942,736
収入合計	27,895,443	支出合計	26,942,736

②資本的収入及び支出 (単位：千円、税込)

収入		支出	
款	金額	款	金額
1 資本的収入	41,787,776	1 資本的支出	49,993,882
収入合計	41,787,776	支出合計	49,993,882

交通局

総務課

<総務係>

- (1) 局、課に属する庶務並びに局内の事務の連絡調整に関する事。
- (2) 広報及び広聴に関する事。
- (3) 例規の制定、改廃、編さん及び保存に関する事。
- (4) 神戸交通振興株式会社との連絡調整に関する事。
- (5) 事務の監査、指導及び改善に関する事。
- (6) 文書の収発に関する事。
- (7) 庁舎、加入電話及び乗用自動車の管理に関する事。
- (8) 課に属する物品に関する事。
- (9) 経理契約に関する事。
- (10) 出納事務に関する事。
- (11) 公印の管守に関する事。
- (12) 一時借入金に関する事。

<経営企画係>

- (1) 局の基本的施策の立案及び各種事業計画の調整に関する事。
- (2) 事業の経営改善に対する基本的施策の調査及び研究並びに経営改善の推進に関する事。
- (3) 交通事業審議会の庶務に関する事。
- (4) 事業の経営分析に関する事。
- (5) 職員提案に関する事。
- (6) 予算の原案及び予算に関する説明書の作成並びに管理に関する事。
- (7) 財政計画及び資金計画に関する事。
- (8) 決算書その他財務諸表の作成に関する事。
- (9) 市会議案に関する事。
- (10) 企業債に関する事。
- (11) 交通事業基金に関する事。
- (12) 業務状況の報告に関する事。
- (13) 固定資産の総括に関する事。

職員課

<職員係>

- (1) 課に属する庶務に関する事。
- (2) 職員の任免、服務その他身分に関する事。
- (3) 職員の表彰及び懲戒に関する事。
- (4) 職員分限懲戒審査会に関する事。
- (5) 職員衛生管理審査会に関する事。
- (6) 職員の安全衛生及び災害補償に関する事。
- (7) 職員の福利厚生に関する事。
- (8) 職制に関する事。
- (9) その他人事に関する事。
- (10) 課に属する物品に関する事。
- (11) 労働組合に関する事。
- (12) 労働条件の調整及び労働事情の調査に関する事。
- (13) 職員の給与の支給に関する事。
- (14) 被服貸与に関する事。

<研修係>

- (1) 研修所の管理及び運営に関する事。
- (2) 研修の企画及び実施に関する事。
- (3) 研修資料の調査及び研究に関する事。

営業推進課

<推進係>

- (1) 課に属する庶務に関する事。
- (2) 運輸収入等の集計に関する事。
- (3) 市バス・地下鉄の営業案内に関する事。
- (4) 自動車事業及び高速鉄道事業の遺留品に関する事。
- (5) 自動車事業及び高速鉄道事業の定期券の発売に関する事。
- (6) 自動車事業及び高速鉄道事業の連絡運輸に関する事。
- (7) 自動車事業の乗車券及び乗車料金等の収入（営業所の取扱い分を含む。）に関する事。
- (8) 自動車事業の手元保管金及び前渡金の出納整理に関する事。
- (9) 営業統計に係る調査・報告に関する事。
- (10) 所管事項に係る神戸交通振興株式会社との事業調整に関する事。
- (11) 課に属する物品に関する事。

<調整係>

- (1) 乗合自動車（一般乗合）及び高速鉄道の運賃制度（他事業者との調整を含む。）に関する事。
- (2) 情報システム化の計画・調整に関する事。
- (3) 交通利用情報のシステム整備・計画，運用，分析に関する事。
- (4) 営業統計の作成・確定及び分析に関する事。

<企画事業係>

- (1) 自動車事業及び高速鉄道事業に係る乗客増対策及び収益力の向上に関する事。
- (2) 自動車事業及び高速鉄道事業の企画乗車券の企画立案に関する事。
- (3) 収益力向上のための他の交通事業者との連携事業に関する事。
- (4) KOBEカード協議会に関する事。

<資産活用係>

- (1) 自動車事業及び高速鉄道事業の広告及び事業用宣伝に関する事。
- (2) 既設テナントビル等に係る事務に関する事。
- (3) 高速鉄道の駅構内営業に関する事。
- (4) 自動車事業及び高速鉄道事業に係る新規附帯事業の調整及び実施に関する事。
- (5) 不動産の取得，借入，管理，処分（事業の用に供されているものの管理を除く。）に関する事。
- (6) 財産の保険契約に関する事。

自動車部

市バス運輸
サービス課

<調査係>

- (1) 部及び課に属する庶務並びに部内の事務の連絡及び調整に関する事
- (2) 営業所との連絡及び調整（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事
- (3) 市バス営業所管理の委託に関する評価委員会に関する事
- (4) 課及び営業所に属する物品に関する事

<運転係>

- (1) 自動車の運転計画の実施に関する事
- (2) 運転計画による自動車職員の総合的勤務計画に関する事
- (3) 運行記録計の解析に関する事

<計画係>

- (1) 自動車事業の事業計画の策定に関する事
- (2) 前号に関する事務の申請及び報告に関する事
- (3) 国土交通省、関係団体等との連絡調整及び照会回答に関する事
- (4) 自動車事業関係交通調査に関する事
- (5) バスターミナル整備に関する計画及び調整に関する事
- (6) 停留所及び停留所施設の設置（簡易なものに限る。）、維持及び管理並びに関係団体等との連絡調整に関する事
- (7) 路線の維持整備及び安全対策の基本に関する事

<お客様サービス係>

- (1) お客様サービスの向上に関する事
- (2) 走行環境の改善に関する事

<安全管理・教育係>

- (1) 自動車職員の服務指導及び業務指導の基本に関する事
- (2) 安全運転の指導及び運転事故の防止対策に関する事
- (3) 事業上生じた事故の処理（営業所の所管に属するものを除くに関する事）
- (4) 事業上生じた事故の損害賠償に関する事
- (5) 自動車保険に関する事
- (6) 安全マネジメントの推進に関する事
- (7) 自動車職員のマナーの向上及び運転事故の防止に関する研修に関する事

市バス車両課

<計画係>

- (1) 課に属する庶務に関する事。
- (2) 自動車車両の総合整備計画に関する事。
- (3) 自動車検査員業務に関する事。
- (4) 自動車車両の整備の委託・外注計画の実施及び検査に関する事。
- (5) 魚崎，中央南，松原，落合，西神各委託営業所車庫の整備関係業務の管理・検収に関する事。
- (6) 自動車車両の事業計画に伴う新車購入業務及び安全対策処理対応業務に関する事。
- (7) 自動車車両の技術的開発に関する調査，研究及び設計に関する事。
- (8) 主務官庁への文書の作成，進達及び車両購入等における国庫補助申請に関する事。
- (9) 課に属する施設の整備，改良，保守管理及び総括に関する事。
- (10) 車庫の管理及び自動車車両の保管の総括に関する事。
- (11) 車庫における自動車車両の点検整備及び修理の総括に関する事。
- (12) 設備及び備品等の軽微な補修費用の支出に関する事。
- (13) 課に属する物品に関する事。

<整備係>

- (1) 車両工場における自動車車両の点検整備及び修理に関する事。
- (2) 自動車車両の部品の製作及び修理に関する事。
- (3) 係施設の保守及び管理に関する事。

車庫（2）

- (1) 石屋川，中央及び垂水営業所車庫の管理に関する事。
- (2) 自動車車両の車庫における点検整備及び修理に関する事。
- (3) 自動車車両の保管に関する事。
- (4) 管理委託営業所車庫の整備関係事務の管理・検収に関する事。

営業所（1）

〔石屋川・中央・垂水〕

- (1) 所の管理及び庶務に関する事。
- (2) 配属車両の配操車及び運行管理に関する事。
- (3) お客様サービスに関する事。
- (4) 所属職員の勤務割当に関する事。
- (5) 所属職員の服務指導及び業務指導に関する事。
- (6) 定期券を除く乗車券類（整理券を含む。）の発売，整理，保管及び処分に関する事。
- (7) 乗車料金等の収入に関する事。
- (8) 手許保管金及び両替・通報用現金の出納整理に関する事。
- (9) 第2号に関し，市バス車両課計画係及び車庫との調整に関する事。
- (10) 設備及び備品等の軽微な補修に関する事。
- (11) 路線の軽微な維持整備及び安全対策に関する事。
- (12) 停留所施設及びバスターミナル施設の管理に関する事。
- (13) 走行環境の改善に関する関係機関との連絡調整に関する事。
- (14) 事業上生じた事故の処理に関する事。
- (15) 神戸北町操車場に関する事（中央営業所に限る。）。

高速鉄道部

地下鉄運輸
サービス課

<運輸係>

- (1) 部及び課に属する庶務並びに部内の事務の連絡及び調整に関する事。
- (2) 統括所との連絡及び調整（他の課の所管に属するものを除く。）
- (3) 高速鉄道の交通調査に関する事。
- (4) 国土交通省，関係団体等との連絡調整及び照会回答に関する事（統括所に属するものを除く）。
- (5) 課に属する物品に関する事。
- (6) 他鉄道との相互直通運輸計画調整に関する事。
- (7) 高速鉄道における広聴に関する事。

<安全対策係>

- (1) 高速鉄道の事故防止の総合計画に関する事。
- (2) 高速鉄道の事業上生じた事故の総合調整に関する事。
- (3) 教育訓練の計画に関する事。
- (4) 高速鉄道の規程等の見直しに関する事。
- (5) 列車及び駅の巡回応援に関する事。
- (6) 高速鉄道の安全に関する運動に付随する事務に関する事。
- (7) 安全マネジメントの推進に関する事。

施設課

<計画係>

- (1) 課に属する庶務に関する事。
- (2) 高速鉄道土木施設の保守管理（保線区の所管に属するものを除く。）及び保守の総括に関する事。
- (3) 高速鉄道土木施設の調査，計画，設計及び工事に関する事。
- (4) 自動車土木施設の設計及び工事に関する事。
- (5) 高速鉄道土木施設に係る関係法手続きに関する事。
- (6) 高速鉄道土木施設の対外的な連絡調整に関する事。
- (7) 高速鉄道事業の基本計画及び事業計画の調整に関する事。
- (8) 高速鉄道事業に係る基本的手続きの調整に関する事。
- (9) 高速鉄道事業に係る沿道被害の補償に関する事。
- (10) 営業所施設の整備及びバスターミナル施設の改修及び改良に関する事。
- (11) 保線区との連絡調整に関する事。
- (12) 課に属する物品に関する事。

<建築係>

- (1) 高速鉄道建築施設の更新事業に関する事。
- (2) 高速鉄道建築施設の調査，計画及び設計に関する事。
- (3) 高速鉄道建築施設の営繕工事に関する事。
- (4) 自動車建築施設の営繕工事に関する事。

<設備係>

- (1) 高速鉄道の空調，換気及び給排水設備並びに駅及び車庫建物附帯電気設備の更新事業に関する事。
- (2) 高速鉄道の空調，換気及び給排水設備並びに駅及び車庫建物附帯電気設備の調査，計画及び設計に関する事。
- (3) 高速鉄道の空調，換気及び給排水設備並びに駅及び車庫建物附帯電気設備の工事に関する事。
- (4) 高速鉄道の空調，換気及び給排水設備の機械保守に関する事。
- (5) 高速鉄道の電気設備保守（電気システム課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (6) 自動車事業の空調，換気及び給排水設備並びに建物附帯電気設備の改良工事等に関する事。
- (7) 自動車事業の自家用電気工作物の保守に関する事。

保線区（2）

- (1) 高速鉄道の軌道及び関連施設の計画及び設計に関する事。
- (2) 高速鉄道の軌道及び関連施設の工事に関する事。
- (3) 高速鉄道の土木施設，軌道及び関連施設の保守管理に関する事。
- (4) 高速鉄道の軌道用機材の管理に関する事。

電気システム課

<信号通信係>

- (1) 課に属する庶務に関する事。
- (2) 高速鉄道の信号保安，通信設備の計画及び設計に関する事。
- (3) 高速鉄道の信号保安，通信設備の新設，大規模改良工事に関する事。
- (4) 高速鉄道の信号保安，通信設備の調査，協議及び関係法手続きに関する事。
- (5) 情報技術に係わるシステムの調査，協議，計画，設計及び施工に関する事。
- (6) 電気区との連絡調整に関する事。
- (7) 高速鉄道の信号保安，通信設備に関する受託工事の調査，協議，計画，設計及び施工に関する事。
- (8) 課に属する物品に関する事。

<電力係>

- (1) 高速鉄道の変電及び電力線路設備の計画及び設計に関する事。
- (2) 高速鉄道の変電及び電力線路設備の新設，大規模改良工事に関する事。
- (3) 高速鉄道の変電及び電力線路設備の調査，協議及び関係法手続きに関する事。
- (4) 変電区との連絡調整に関する事。
- (5) 高速鉄道の変電及び電力線路設備に関する受託工事の調査，協議，計画，設計及び施工に関する事。

変電区（2）

- (1) 高速鉄道の電力指令に関する事。
- (2) 高速鉄道の変電設備の保守管理に関する事。
- (3) 高速鉄道の変電設備の改良工事に関する事。

電気区（２）

- (1) 高速鉄道の信号保安及び通信設備の保守管理及び改良工事に関すること。
- (2) 高速鉄道の電力線路設備の保守管理及び改良工事に関すること。

地下鉄車両課

<車両係>

- (1) 課に属する庶務に関すること。
- (2) 高速鉄道（西神・山手線に限る。）の車両の調査，計画及び設計に関すること。
- (3) 高速鉄道（西神・山手線に限る。）の車両保守に係る総合計画に関すること。
- (4) 高速鉄道（西神・山手線に限る。）の車両検修施設の工事に関すること。
- (5) 高速鉄道（西神・山手線に限る。）の車庫構内施設の保安管理に関すること。
- (6) 高速鉄道車両の総合計画に関すること。
- (7) 課に属する物品に関すること。

<検車係>

- (1) 高速鉄道（西神・山手線に限る。）の車両の保守管理に関すること。
- (2) 高速鉄道（西神・山手線に限る。）の車庫構内運転に関すること。
- (3) 高速鉄道（西神・山手線に限る。）の検車設備の保守管理に関すること。

<御崎検修係>

- (1) 高速鉄道（海岸線に限る。）の車両の調査，計画，設計及び保守管理に関すること。
- (2) 高速鉄道（海岸線に限る。）の車両保守に係る総合計画に関すること。
- (3) 高速鉄道（海岸線に限る。）の車庫構内運転に関すること。
- (4) 高速鉄道（海岸線に限る。）の車両検修施設に係る総合計画及び保守管理に関すること。
- (5) 高速鉄道（海岸線に限る。）の車庫構内施設の保安管理に関すること。

運転統括所（１）

<調整係>

- (1) 所に属する庶務並びに事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 高速鉄道の乗務システムの改良に関すること。
- (3) 国土交通省，関係団体等との連絡調整及び照会回答に関すること（運転統括所に属するものに限る。）。
- (4) 所に属する物品に関すること。
- (5) 高速鉄道の運転計画に関すること。
- (6) 高速鉄道の運行管理計画に関すること。
- (7) 他鉄道との相互直通運輸計画調整に関すること。
- (8) 業務ビル（名谷，苅藻）の管理に関すること。

運転指令区
(2)

- (1) 高速鉄道の運行管理に関する事。
- (2) 高速鉄道の運転指令に関する事。
- (3) 所属職員の勤務割当に関する事。
- (4) 所属職員の業務指導及び教育訓練に関する事。

乗務区
(2)

[名谷・荻藻]

- (1) 高速鉄道の列車又は車両の運転に関する事。
- (2) 高速鉄道の車内乗客の接遇及び取扱いに関する事。
- (3) 所属職員の勤務割当に関する事。
- (4) 所属職員の業務指導及び教育訓練に関する事。
- (5) 高速鉄道の車内の遺留品に関する事。
- (6) 高速鉄道の運転事故の現場処理（当初対応）に関する事。
- (7) 高速鉄道の列車又は車両の管理（ただし、運転中に限る。）に関する事。

駅務統括所
(1)

<お客さまサービス係>

- (1) 所に属する庶務並びに事務の連絡及び調整に関する事。
- (2) 高速鉄道の駅務システムの改良に関する事。
- (3) 国土交通省、関係団体等との連絡調整及び照会回答に関する事（駅務統括所に属するものに限る。）。
- (4) 所に属する物品に関する事。
- (5) お客様サービスの向上に関する事。
- (6) 駅乗降客の調査に関する事。
- (7) 乗車券及び乗車料金等の収入（管区の取扱い分を含む。）に関する事。
- (8) 駅施設及び駅間ネットワークの維持・管理に関する事。

管区 (2)

[三宮・名谷・西神中央・海岸線]

- (1) 高速鉄道の駅構内（留置車両を含む。）の管理に関する事。
- (2) 高速鉄道の乗車券の発売及び整理並びに乗車料金の収入に関する事。
- (3) 高速鉄道の乗客の接遇及び取扱い（名谷乗務区及び荻藻乗務区の分掌するものを除く。）に関する事。
- (4) 所属職員の勤務割当に関する事。
- (5) 所属職員の業務指導及び教育訓練に関する事。
- (6) 高速鉄道の駅構内の遺留品に関する事。
- (7) 高速鉄道の事業上で生じた事故（当初対応）に関する事。
- (8) 代替輸送の手配に関する事。

令和2年度主要事業

1. 地域における交通利便性の確保

(1) 北神急行線の市営化 (総務課・営業推進課・地下鉄運輸サービス課)

阪急電鉄グループが保有する北神急行線に関する資産等を交通局が譲り受けて、令和2年6月1日から、北神急行線の市営化を行う。既存インフラを有効に活用し、北神急行線の運賃を低減することで交通利便性を高め、沿線の魅力向上に繋げる。

谷上－三宮間の運賃案

	現行	市営化後
普通運賃	大人：550円 小児：280円	大人：280円 小児：140円
普通定期（大人）	22,300円	10,620円
通学定期（大学生）	13,470円	6,210円
通学定期（中高生）	13,240円	5,900円
通学定期（小児）	6,740円	3,110円

※定期運賃は1カ月定期の運賃

(2) 神戸北町地区と谷上駅を結ぶ市バス路線の新設等

(営業推進課・市バス運輸サービス課)

北神急行線の市営化に合わせて、神戸北町地区と谷上駅を結ぶ新たな市バス路線を設ける。

あわせて市バス近郊区における市バス・地下鉄連絡定期割引を拡大（バス5%・地下鉄10%→バス10%・地下鉄10%）する。

2. 駅周辺のリノベーション

(営業推進課)

駅は人々の生活や移動の基点であり、駅前空間の中心となる駅のリニューアルや駅周辺用地の有効活用によりリノベーションの一端を担う。

・名谷駅

地域の玄関口としての魅力向上、駅利用者の利便性・快適性の向上を目指し、駅ビルのリニューアルに向けた設計に着手する。

・西神中央駅

西区役所新庁舎や図書館、芸術ホールの整備といった駅周辺のリノベーションとともに住宅供給を強力に進めるための取り組みとして、交通局においては西神中央駅付近の交通局所有地の売却のための準備を行う。

3. 市バス事故を受けた対策

(職員課・市バス運輸サービス課)

平成 31 年 4 月 21 日に発生した市バス重大事故は市バスに対する市民やお客様の信頼を瞬時に瓦解させた、多大な社会的影響を生じたものであることを改めて認識し、総力を挙げて再発防止策を推進するとともに、信頼回復とより高次の安全実現に向け、あらゆる対策を行う。

(1) 再発防止に向けた研修・取り組み

営業所毎の過去の事故事例から、事故の特徴や危険箇所を共有する事故分析研修を行うほか、運輸安全マネジメント推進及び運行管理体制の再構築について、外部の専門機関の知見を積極的に得ながら、安全性向上の取り組みを進めていく。

また、市バス重大事故を風化させず、常に安全意識の拠り所とするため、4 月 16 日～5 月 15 日を「市バス事故ゼロ・安全安心運転推進月間」に設定し、市バス運行に携わるすべての職員に安全運行に対する意識を徹底させる。

(2) 健康管理体制の強化

保健師による健康指導を実施するほか、健康診断での所見を有する職員を対象に脳ドックを実施し、健康管理体制の強化を図る。

(3) バス搭載ドライブレコーダーの更新

平成 20 年度から導入したドライブレコーダーについて、老朽化したものを 5 か年で順次更新する。運転状況を分析できるよう、加減速や燃費等を可視化できる最新装備のものへの更新を行い、運転士に対し運転操作そのものをより具体的に指導できる体制を充実する。同時に、より多面的に運行状況を記録するため、車体右方と車内後方のカメラの新設を行う。

(4) 衝突警報装置（モバイルアイ）の設置

衝突の危険（車間距離・追突の危険性・歩行者の横断・車線逸脱等）が迫ると、アラーム音と専用モニターへの表示により警報する装置を一部の市バス車両に設置し、運転士の安全運転を支援し、事故防止並びに安全性向上に資する。

4. 人口減少・高齢化社会に対応した持続可能な交通体系の実現

(1) 市バス IC カード 2 タッチ化と乗車ポイントシステムの構築

(営業推進課)

バス料金収受システムの更新にあわせて、令和 2 年度末から市バスの料金が均一の区間（市バス普通区）においても乗車時に IC カードをかざす 2 タッチ方式に変更することで、停留所ごとの乗降客数を正確に把握し、取得したデータを活用して、さらなるサービスの充実を検討する。

また、磁気定期券・磁気カードについては今後廃止し、現在市バス専用カードや U ラインカードをご利用いただいているお客様への代替サービスとして、

乗車ポイントシステムを導入する。

さらに、バス車内の停名表示器を更新し、複数先までの停留所名の表示を可能にすることで、市バスのご利用頻度が少ないお客様にとっても、安心して目的地までスムーズお使いいただけるよう、サービスの充実を図る。

(スケジュール)

- | | |
|---------------|---------------------|
| ・令和元年度末～令和2年度 | システム構築 |
| ・令和2年度中 | バス料金箱更新、乗車口IC読取り機設置 |
| ・令和2年度末 | ICカードの2タッチ化を実施 |
| | 乗車ポイントシステム運用開始(バス) |
| ・令和3年度 | 取得データを活用した路線の見直しの検討 |

(2) 市バス配置基準の策定に向けた検討 (市バス運輸サービス課)

ICカード2タッチ化により取得可能になる日々の乗降客数等の科学的根拠に基づいて、適切に路線を設定していくため、輸送力の配分基準を定めた「市バス配置基準」の策定に向けた検討を行う。

この市バス配置基準をもとに、移動需要に応じたバスの増減便や、路線バスと小規模な移動手段とのベストミックスを図ることで、これまで以上にきめ細やかで持続可能な交通環境の形成を目指す。

(スケジュール)

- | | |
|-----------|-----------------|
| ・令和2年～3年度 | 有識者会議の設置および基準検討 |
| ・令和3年度上半期 | 市バス配置基準策定 |

5. 市バス運行情報の充実 (市バス運輸サービス課)

お客様が検索サイトから路線検索をされた場合にも市バスのリアルタイムの運行情報(遅延時間等)をスマートフォン等でご確認いただけるようにシステムを改修することで、利便性の向上を図る。

(スケジュール)

- | | |
|---------|----------|
| ・令和2年度 | システム改修 |
| ・令和3年度中 | サービス運用開始 |

6. 海岸線の活性化 (営業推進課・施設課)

令和3年度中に、神戸市総合児童センター(子ども家庭センター・こべっこランド)が地下鉄和田岬駅北部に移転を予定していることから和田岬駅のトイレ改修等を行う。また、ストリートピアノの設置を促進する。

さらに、令和3年度に海岸線開業から20周年を迎えるため、赤ちゃんの手形を使った記念製作といったイベントに向けたPR等を実施し、認知度の向上とイメージアップを狙う。

7. 西神・山手線ホームドアの設置 (施設課)

駅ホームからの転落や車両との接触事故を防止するため、接触事故の防止に有効なホームドアの設置を進める。令和2年度は、谷上駅を含む16駅のホームドア設置に向け、設計・施工・監理を実施する事業者を決定し、令和5年度中に西神・山手線全駅にホームドアを設置完了させる。

8. 新型車両の導入 (地下鉄車両課)

西神・山手線車両全編成の更新を行う。既に契約済みの28編成については令和4年度までに順次導入する予定で、令和2年度は6編成を導入する。また、北神線車両については、令和5年度を目途に全編成を更新する。

新型車両は既存車に比べ、ホームドアとの連動対応、火災対策の強化、機器の故障時に迅速な対応が可能となる高度な機器監視装置の設置、戸ばさみの際に抜けやすくなる減圧機能付きの乗降扉の設置など安全性が向上している。また、バリアフリー対応・快適性向上、省エネ性向上にも考慮した仕様となっている。

9. 地下鉄駅施設のユニバーサル対応の推進 (施設課)

ひとにやさしい地下鉄を目指して、多様な利用者のニーズに対応するため、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を進めていく。令和2年度は、西神・山手線において、湊川公園駅のエレベーター増設工事に着手し、神戸電鉄との乗換利便性を高めるとともに、新神戸駅の改札内下りエスカレーター設置工事の完了、長田駅のエレベーター更新を行う。また、西神・山手線三宮駅では、バリアフリー経路を確保する東西連絡通路の整備を進め、令和2年度中に供用を開始する。

10. 乗客増対策の推進 (営業推進課)

乗客増対策として引き続き交通局自主イベントを行うほか、沿線地域・関係機関とタイアップした各種事業を積極的に展開していく。

さらに、交通局沿線情報サイト「神戸市交通局沿線NAVI」やSNSを活用し、これらの取り組みを発信することで、より効果的な乗客増及び集客増を図る。

- ・沿線におけるイベントなどの誘致・実施
- ・トップスポーツチームとの連携事業の展開
- ・イオンモールとの連携
- ・沿線大学の新生等を対象とした市バス・地下鉄のPR

1 1. 市バス営業所の管理委託

(市バス運輸サービス課)

自動車事業における経営改善策として営業所の管理委託を継続する。魚崎営業所、松原営業所、落合営業所、西神営業所については平成 29 年度から令和 3 年度まで、中央南営業所については平成 30 年度から令和 4 年度まで、提案競技により選定した受託事業者へ営業所の管理委託を行う。

委託営業所	受託事業者
魚崎営業所	神戸交通振興(株)
中央南営業所	神姫バス(株)
松原営業所	阪急バス(株)
落合営業所	神姫バス(株)
西神営業所	〃

また、中央南営業所に続き、民間事業者の営業所を活用した新たな営業所を開設し、市バス路線の一部を委託する。